

総合取引約款 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
(本人認証) 第 6 条 1. お客様が総合取引を開始する際に、当社はおお客様のログイン ID (当社へお届け出いただいたメールアドレス)・パスワード、お取扱部店・口座番号、及び暗証番号 (以下、「認証番号等」といいます。) により、お客様の本人認証を行います。 <u>新設</u> 2. お客様は、認証番号等の第三者への貸与又は譲渡を行ってはならないものとします。 3. 当社が認証番号等の一致を確認したうえで、お客様の取引を受諾した場合は、お客様自身が行った取引であるものとみなします。 4. お客様は、認証番号等を厳重に管理するとともに、漏えい、失念又は紛失した場合は、速やかに当社に届け出るものとします。認証番号等の漏えい、失念又は紛失に係る損害について、当社は一切その責を負わないものとします。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。	(本人認証) 第 6 条 1. お客様が総合取引を開始する際に、当社はおお客様のログイン ID (当社へお届け出いただいたメールアドレス)・パスワード、お取扱部店・口座番号、及び暗証番号 (以下、「認証番号等」といいます。) により、お客様の本人認証を行います。 <u>2. 当社の提供する取引及びサービスのうち、当社が定める所定の手続き (ログイン時・出金時等) をお客様が行う際は、前項の認証番号等での本人認証に加え、原則として、その手続き毎に当社が定める追加的な本人認証方法 (パスキー認証 (生体認証)、認証コード (ワンタイムパスワード) 等、以下これらを併せて「多要素認証」といいます。) をご利用いただく必要があるものとします。</u> <u>3. お客様は、認証番号等の第三者への貸与又は譲渡を行ってはならないものとします。</u> <u>4. 当社が認証番号等の一致を確認したうえで、お客様の取引を受諾した場合は、お客様自身が行った取引であるものとみなします。</u> <u>5. お客様は、認証番号等を厳重に管理するとともに、漏えい、失念又は紛失した場合は、速やかに当社に届け出るものとします。認証番号等の漏えい、失念又は紛失に係る損害について、当社は一切その責を負わないものとします。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。</u>

(免責事項) 第 38 条 当社は、次の各号に定める事由により生じるお客様の損害については、その責を負わないものとします。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。 (1) お客様自身が入力したか否かを問わず、当社が認証番号等の一致を確認したうえで行われた取引に関する損害。 (2) ～ (14) (略)	(免責事項) 第 38 条 当社は、次の各号に定める事由により生じるお客様の損害については、その責を負わないものとします。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。 (1) お客様自身が入力したか否かを問わず、当社が認証番号等の一致を確認したうえで行われた取引に関する損害。<u>なお、この規定は、第 6 条第 2 項に規定する当社が提供する多要素認証について、お客様がその利用設定をしていない、または利用設定後に解除している状態において行われた取引（入出金等の各種手続きを含む）からお客様に生じた損害を含むものとします。</u> (2) ～ (14) (現行通り)
附則 この約款は、2024 年 7 月 22 日より施行されます。	附則 この約款は、2025 年 8 月 24 日より施行されます。

以上